

買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付ける物件

令和6年6月25日現在

ここに掲載されている物件は、買受け及び暫定的な借受けの要望を受け付けています。
 国有地の売払い及び貸付けは、原則、一般競争入札により契約相手方、契約金額を決定することとなります。
 暫定的な借受けの要望を受け付ける物件は、物件により貸付けのできる用途・期間が異なります。また、貸付期間が満了した場合には、直ちに原状回復のうえ返還していただく必要があります。さらに、ご要望をいただいた場合でも、公序良俗に反する使用や使用目的によってはお貸しできない場合があります。
 買受けや借受けの要望に関する詳細については受付担当課（統括）までお問い合わせ下さい。
 ホームページの更新の都合上、既に売払いや貸付けの手続きを行っている場合がありますのでご了承願います。

整理番号	所在地	登記地目	面積 (平方メートル)	買受要望		借受要望					事務所等	担当	電話番号	備考	
				買受 要望	買受参考価格（※1）		貸付けの種類			借受可能 期間					借受要望 受付期間
					前回入札時 の最低売却 価格（円）	前回入札の 公示日	一時貸付け （※2）	3年を 超える 貸付け （※3）	事業用 定期借地権 の設定によ る貸付け （※4）						
1	小樽市 赤岩1丁目139番13、同番 18、151番1	宅地	793.55	○	1,510,000	H26.9.17	○	○	○	個別照会	随時受付中	小樽	管財課	0134-23-4103	
2	小樽市 石山町67番3、同番13、 同番16	宅地	626.76	○	921,000	R4.11.1	○	×	×	個別照会	随時受付中	小樽	管財課	0134-23-4103	
3	小樽市 入船5丁目10番13	宅地	258.61	○	1,370,000	R5.11.10	○	○	○	個別照会	随時受付中	小樽	管財課	0134-23-4103	
4	小樽市 梅ヶ枝町6番22	宅地	311.19	○	390,000	R4.11.1	○	×	×	個別照会	随時受付中	小樽	管財課	0134-23-4103	
5	小樽市 幸3丁目5番1、同番10、 同番11	宅地	1,085.32	○	2,550,000	R5.11.10	○	○	○	個別照会	随時受付中	小樽	管財課	0134-23-4103	
6	小樽市 桜2丁目385番1、同番2	宅地	617.75	○	1,420,000	R5.11.10	○	○	○	個別照会	随時受付中	小樽	管財課	0134-23-4103	
7	小樽市 塩谷3丁目12番13、同番 15、18番18	宅地 雑種地	880.05	○	2,060,000	R5.11.10	○	○	○	個別照会	随時受付中	小樽	管財課	0134-23-4103	
8	小樽市 長橋2丁目49番42	宅地	466.94	○	1,310,000	H25.1.11	○	○	○	個別照会	随時受付中	小樽	管財課	0134-23-4103	
9	小樽市 長橋4丁目25番6、同番42	宅地	2,083.47	○	16,613,739	R5.11.10	○	○	○	個別照会	随時受付中	小樽	管財課	0134-23-4103	
10	小樽市 真家2丁目22番7、同番59	宅地	318.95	○	684,000	R4.11.1	○	×	×	個別照会	随時受付中	小樽	管財課	0134-23-4103	
11	小樽市 緑1丁目1番28、同番155	宅地	266.24	○	2,880,000	R1.11.1	○	○	○	個別照会	随時受付中	小樽	管財課	0134-23-4103	
12	小樽市 若竹町127番2、同番4、 同番17、同番21、同番 23、同番26、166番14、 同番15、同番16	宅地	2,337.07	○	4,190,000	R5.11.10	○	○	○	個別照会	随時受付中	小樽	管財課	0134-23-4103	
13	虹田郡喜茂別町 字喜茂別268番1	宅地	995.65	○	-	-	○	×	×	個別照会	随時受付中	小樽	管財課	0134-23-4103	
14	岩内郡岩内町 字宮園59番24	宅地	527.85	○	708,000	R5.11.10	○	○	○	個別照会	随時受付中	小樽	管財課	0134-23-4103	
15	古宇郡泊村 大字泊村73番6	宅地	367.95	×	-	-	○	×	×	個別照会	随時受付中	小樽	管財課	0134-23-4103	

(注) 上記の記載事項は掲載時点のものであり、分合筆や物件調査等の結果、変更となる場合があります。

(※1) 「買受参考価格」は、直近の入札の際に公告した最低売却価格（予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の15の規定に基づいて公告する予定価格をいう。以下同じ。）を掲載しています。
 なお、一般競争入札等により売り払う場合には、別途最低売却価格又は予定価格を算定することとなるため、実際に売り払う場合の最低売却価格等と「買受参考価格」は大きく異なる場合があります。

(※2) 「一時貸付け」は、貸付期間が3年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。

(※3) 「3年を超える貸付け」は、貸付期間が3年超30年以内の貸付けであり、例えば、コインパーキング（時間貸し・月極）、仮設事務所、各種イベント用地又は資材・車両置き場といった使用目的でご利用いただけます。ただし、10年超の貸付けについては、建物所有を目的とした使用はできません。

(※4) 「事業用定期借地権の設定による貸付け」は、貸付期間が10年以上30年以内の貸付けです。